別表第３

種類ごとの名称	試験種目	出題分野
外務省経験者採用試験（書記官級）	外国語試験（記述式）	英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、トルコ語、タイ語、インドネシア語、中国語及び朝鮮語のうち、受験者の選択する１か国語
	外国語試験（面接）	英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、トルコ語、タイ語、インドネシア語、中国語及び朝鮮語のうち、受験者の選択する１か国語

別表第４

種類ごとの名称	区分試験	受験資格
（略）	（略）	（略）
会計検査院経験者採用試験（係長級（事務））		試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して５年を経過した者で、平成18年１月１日以降に公認会計士法（昭和23年法律第103号）第３条に規定する公認会計士試験に合格したもの又は同日前に公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）の規定による改正前の公認会計士法の規定による公認会計士試験の第二次試験に合格したもの
総務省経験者採用試験（係長級（技術））		試験年度の４月１日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も古い日）から起算して12年を経過した者で、学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校、高等学校の専攻科の課程（同法第58条の２の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）若しくは専修学校の専門課程（同法第132条の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）（以下「短期大学等」という。）、大学等、大学院の課程等、第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第１項若しくは第２項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校の専門課程若しくは職業能力開発大学校の専門課程若しくは応用課程又は同法第27条に規定する

別表第３

種類ごとの名称	試験種目	出題分野
外務省経験者採用試験（書記官級）	外国語試験（記述式）	英語、フランス語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、トルコ語、タイ語、インドネシア語、中国語及び朝鮮語のうち、受験者の選択する１か国語
	外国語試験（面接）	英語、フランス語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、トルコ語、タイ語、インドネシア語、中国語及び朝鮮語のうち、受験者の選択する１か国語

別表第４

種類ごとの名称	区分試験	受験資格
（略）	（略）	（略）
会計検査院経験者採用試験（係長級（事務））		試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して５年を経過した者で、平成18年１月１日以降に公認会計士法（昭和23年法律第103号）第３条に規定する公認会計士試験に合格したもの又は同日前に公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）の規定
による改正前の公認会計士法の規定による公認会計士試験の第二次試験に合格したもの